

学校法人神奈川映像学園役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人神奈川映像学園（以下「法人」という。）の役員等の報酬、退任慰労金及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは、法人の寄附行為第5条第1項に定める理事及び監事並びに同条第2項に定める評議員をいう。

2 理事のうち、理事長及び法人の職員の身分を有する者を常勤理事といい、法人において勤務することが常態である監事を常勤監事という。

3 前項に掲げる常勤理事及び常勤監事以外の理事及び監事を非常勤役員という。

(報酬の支給)

第3条 理事長及び常勤監事の報酬月額、別表1の俸給表のとおりとし、俸給表のうちから理事会において決定する。

2 常勤理事（理事長を除く。）の報酬については、別表2に定める額とする。

3 非常勤役員のうち、理事の報酬は、別表3-1に定める額とする。ただし、一定の業務を行う者の報酬は、別表3-2の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

4 非常勤役員のうち、監事の報酬は、別表4に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別表5に定める額とする。ただし、法人の職員の身分を有する者の報酬は無報酬とする。

6 報酬の支給方法については、学校法人神奈川映像学園給与規程第3条第1項及び第6条を準用する。

(退任慰労金)

第4条 常勤理事（理事長を除く。）が退任したときは、役員在任年数（以下「在任年数」という。）に応じ次により退任慰労金（以下「普通退任慰労金」という。）を支給する。

(1) 常勤理事の内、事務職員が退任する場合は、退任時の俸給月額又は嘱託給に在任年数を乗じた金額に0.2を乗じて得た金額を普通退任慰労金として支給する。ただし、在任期間4年未満の場合は適用しない。

(2) 常勤理事の内、日本映画大学の教員が退任する場合は、退任時の給料月額に在任年数を乗じて得た金額に0.2を乗じて得た金額を普通退任慰労金として支給する。ただし、在任期間4年未満の場合は適用しない。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金（以下「特別退任慰労金」という。）は、前項の規定に基づき算出した金額を特別退任慰労金としてその遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、学校法人神奈川映像学園退職金規程第7条並びに任期付き教員勤務規程第6条を準用する。
- 3 理事長の退任慰労金は、理事会の議決を経て決定するものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の退任慰労金は、支給しない。

（退任慰労金の加給）

第5条 特別な事由があるものについては、理事会の議を経て、退任慰労金の特別支給又は退任慰労金に加給して支給することができる。

（旅費の支給）

第6条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対して旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及び旅費の額については、学校法人神奈川映像学園旅費規程を準用する。

（出張雑費）

第7条 出張の性質により、前条の旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（理事長及び常勤監事の報酬）

号俸	理事長	監事
1	月額 600,000 円	月額 300,000 円
2	月額 700,000 円	月額 350,000 円
3	月額 800,000 円	月額 400,000 円
4	月額 900,000 円	月額 450,000 円
5	月額 1,000,000 円	月額 500,000 円

別表 2（常勤理事【理事長除く】）

月額	50,000 円
----	----------

別表 3－1（非常勤役員【理事のうち一定の業務を行う者を除く】）

	日額
法人業務のため会議等に出席	10,000 円

別表 3－2（非常勤役員【理事のうち一定の業務を行う者】）

号俸	理事
1	月額 50,000 円
2	月額 100,000 円
3	月額 150,000 円
4	月額 200,000 円
5	月額 250,000 円

別表 4（非常勤役員【監事】）

	日額
監事監査等及び法人業務のための勤務	10,000 円

別表 5（評議員）

	日額
法人業務のため会議等に出席	10,000 円